

## 課外活動における新型コロナ予防・感染拡大防止ガイドライン ～公認団体(準公認団体含む)版～

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症の予防を適切に行い、対面による課外活動再開のための感染拡大の予防、および感染拡大防止を目的として策定しました。

所定の手順・手続きおよび対応を怠った場合、また本ガイドラインに違反する行動が見られ自主的な改善が確認できない時は、**活動停止などの嚴重な処分を行います。**

なお、対面による活動は、オンライン上ではできないことのみを行うものとし、ミーティングおよび親睦会などはオンライン上で行ってください。

部長・顧問など各部の責任者は、以下の役割を誰が担うかを明確にし、部内の連絡・管理体制を構築してから活動を再開するようにしてください。

<p><b>● 部長・顧問など部の最高責任者（本学教職員）</b></p> <p>① 本ガイドラインに基づき、日常的な部活動における感染対策を部員が実行できるような体制を構築し、部員へ周知・徹底する。</p> <p>② 部員および同居家族の体調管理の管理体制の構築と把握、体調不良者・感染者・濃厚接触者発生時の部内連絡及び大学への連絡体制を構築する。</p> <p>③ 上記①・②の連絡・管理体制を構築したうえで、監督・コーチなどに、感染対策について、管理監督業務の一部を依頼することができる。その場合、業務範囲を明確にして依頼することとする。</p> <p>④ 部内で体調不良者が複数発生した場合、または感染者・濃厚接触者が発生した場合は、速やかに活動を中止させ、部内および大学との連絡を担う。</p>
<p><b>● 日常的な現場責任者(委嘱を受けた監督・コーチなど)</b> ⇒現在責任者が不在の場合、学生感染対策責任者が役割を担うこと</p> <p>① 部の最高責任者から依頼された範囲の感染対策について管理監督する。</p> <p>② 部内で感染対策が不十分である状況を把握した時は、直ちに部の責任者に報告し、改善および徹底をはかる。感染対策で不明な点は学生課に相談し、指示を仰ぐ。</p> <p>③ 体調不良者、感染者・濃厚接触者が発生した場合は、速やかに状況を集約して部の責任者に報告する。</p>
<p><b>● 学生感染対策責任者(感染対策に関する学生リーダー)</b></p> <p>① 学生のリーダーとして、練習以外(行き帰り、移動時、更衣室利用時など)で、感染対策が徹底されていない状況を把握した時は、直ちに部の現場責任者および部の責任者に報告し、徹底をはかる。感染対策で不明な点は学生課に相談し、指示を仰ぐ。</p>

※本ガイドラインに記載されている内容について、疑問等があれば所属キャンパスの学生課に相談してください。また、各団体においてやむを得ない理由があり、本ガイドラインに記載されている内容を遵守できない可能性がある場合は、代替案等を検討しますので、必ず所属キャンパス学生課に相談するようにしてください。

## 活動再開準備期

1. 対面による活動再開が決定したら、以下①～③の記載内容を団体関係者全員が熟読し、内容を理解して活動再開の準備を行うこと。
  - ① 本ガイドライン
  - ② 新型コロナ禍の課外活動において団体責任者(部長・監督)が行うべきことについて
  - ③ 新型コロナ感染者・濃厚接触者発生時の団体責任者の対応マニュアル
2. 活動への参加は学生本人の意思を尊重する。参加の強制、または活動に参加しないことで当該学生が不利益を被ることのないようにすること。
3. 活動参加にあたり、本人の希望と保護者の同意を得る。本人の同意に関する確認方法については、本人および保護者の連名による同意書の提出をもって、活動への参加を認めるようにすること。
4. 感染対策(許容の人数や内容など)とケガ予防の観点から、活動再開は「段階的」に進める。特に「接触が想定される競技」および飛沫感染が懸念される「コーラス・演劇」などの団体は、各競技団体が示すガイドラインにおけるフェーズごとの活動内容を明確にすること。
5. 本ガイドラインの内容を熟読するほか、所属する連盟等が策定した感染防止ガイドラインを参考にして、感染防止策を踏まえた「活動計画書」を策定する。
6. 学外施設の利用にあたっては、当該施設の利用規則及び感染防止ガイドライン等に従い、適切に利用すること。
7. 有事に迅速に対応ができるよう、指導者も含めた部内の連絡系統を整えること。
8. 以下の禁止事項は絶対に行わないようにすること。

### 禁止事項

- ・飲食を伴う懇親会、交流会、食事会(飲食店や部員の部屋、野外であってもすべて禁止)
- ・合宿(大会やイベント参加に伴うやむを得ない宿泊以外はすべて禁止)
- ・その他、接触感染や飛沫感染のリスクが高いと思われる行為(部員宅への宿泊等)は禁止する

## 活動時の感染対策（活動中、活動場所までの往復時）

### 飛沫感染対策

#### (1) 活動時間の制限

- ・対面での活動は必要最小限の時間とする
- ・大会やイベント参加時を除いた通常の活動時は、朝食・昼食・夕食を跨いだ活動は行わないこと

#### (2) 活動人数の制限

- ・必要最小限の人数で活動し、活動場所の広さや環境に応じて、参加人数を制限する
- ・少人数のグループに分けて活動するなどの工夫を行う

#### (3) 身体的距離の確保・マスクの着用

※マスクは原則不織布とする（ウレタンは効果がなく、布製は感染予防効果が低いため）。また、鼻と口を確実に覆い、隙間なくフィットさせることで正しく着用すること。

- ・活動中も含め、常にマスクを着用する
- ・不要な会話・発声をしない
- ・対人距離はマスクを着用して最低 1m あげる
- ・緊急時以外の大声は禁止する
- ・ただし、熱中症を避けるためなどの必要時には、周囲との間隔を 2m あけた上でマスクを外す

#### (4) 換気の徹底

- ・屋内で活動する場合は、密閉空間とならないよう、ドアや窓を開放し、常に換気を図る
- ・活動中にドアや窓を開放して換気をするのができない場合でも、最低 1 時間に 10 分以上の換気を行う

#### (5) 飲水・食事時の注意

- ・飲水時は、1m の距離をあげ、会話をしない
- ・原則、活動中に食事はしない。やむを得ず食事をする際には、可能な限り距離をあげ（2m 以上が望ましい）、個食・黙食を徹底する。

#### (6) 往復経路における感染防止策の徹底

- ・活動後は会食や寄り道をせずに速やかに帰宅する
- ・マスクを着用し、対人距離（最低 1m 以上）を保つ
- ・原則個人での移動とし、やむを得ない場合を除き団体行動は避ける
- ・公共交通機関に乗車中は、私語を控える

#### (7) やむを得ず車移動する場合の感染防止策

- ・やむを得ず車移動する場合、前後左右の座席を空けて乗車し、1m 以上の対人距離を確保する（普通乗用車（2 列シート）であれば、前列に 1 名、後列に 1 名の計 2 名まで）。
- ・常時窓開けによる換気と、マスクの着用を徹底する。1 時間に一度、10 分間の換気（休憩）を行う。
- ・交通安全上やむを得ない声かけ以外の車内における会話はしない。

### 飛沫感染が懸念される『接触、大声・歌唱を伴う』活動について

声だしに伴い飛沫感染の懸念がある活動については、以下の通り活動する。

- ・声だし（大声・歌唱）を伴う場合は、屋外での活動を推奨する。なお、屋外での活動にあたっては、近隣住居等への騒音とならないよう配慮する。

- 【マスクを着用する場合】対人距離を 1m 以上空ける。
- 【マスクを着用できない場合】対人距離を 2m 以上空ける。
- ・やむを得ず屋内で声出し(大声・歌唱)を伴う活動をする場合、  
マスクを着用して、対人距離を 2m 以上空ける。
- 窓やドアを開放し、常に喚起を行う。窓やドアを開放して換気できない場合は、30 分に一度 5 分以上の換気を行う。
- ・屋内でマスクを着用せず、声出し(大声・歌唱)を伴う活動は原則禁止とする

## 接触感染対策

- ・アルコールによる手指消毒／石けんでの手洗いを徹底する
- ・水分補給のボトル、タオルは絶対に共有・使いまわしはしない
- ・可能な限り個人で所有している用具等を使用し、貸し借りなど共用をしない
- ・部で共有している用具等で唾液や飛沫が付着している可能性が高く、不特定多数で触れるものは、使用ごとにアルコール消毒する

## 大会やイベント参加に伴う宿泊時の感染対策

大会やイベント参加に伴うやむを得ない宿泊のみ、以下の感染防止策を徹底の上で宿泊を許可する。

- ・宿泊施設及び大会・イベント会場への移動時は、「(6)往復経路における感染防止策の徹底」に記載の内容を遵守すること
- ・宿泊施設では、1 名につき 1 部屋を利用すること
- ・自分以外の部屋には移動しないこと

## 体調に関する対応

### 体調不良に関する対応

部長・顧問などの部の最高責任者(本学教職員)が体調管理の体制の構築を行い、日常的な健康管理は、部の現場責任者(委嘱を受けた監督・コーチなど。不在の場合は学生代表者)が行う。

□ 発熱、体調不良時は、絶対に活動に参加しない

・体調不良:わずかな体調の異変も含む(発熱、咳、だるさ、喉の痛みなど)

※発熱:37.0℃以上、平熱が高めの人は+0.5℃

□ 同居家族または 60 時間以内に一緒に過ごした人<sup>※</sup>が、体調不良となった場合は、自分に症状がなくても、活動には絶対に参加しない

※以下の場合を除く

マスク(原則不織布マスク)を正しくした状態で、1m以上で接した時間が合計1時間未満の場合  
ただし、マスクなしの状態、1m以内で接した時間が合計 10分以上の場合も入構制限者となる

□ 体調不良者が、練習に参加可能となる判断

目安:体調不良者(本人または同居家族等)が、解熱剤や風邪薬を内服せず、48 時間症状が見られず経過した場合

※(体調不良者が同時に発生しなければ)団体の感染対策責任者が判断する  
(不明な場合は必ず保健管理センターに相談する)

□ 日々の健康状態の記録(朝夕 1 日 2 回の検温を実施し、結果を記録しておくこと)及び自身の行動履歴の記録(最低でも過去 2 週間まで遡れるよう自身の行動を記録しておくこと)を取っておくこと(部内で罹患者が発生した際に、部員全員の健康状態・行動履歴を集約しますので、必ず記録しておくようにしてください)

□ 3 人以上体調不良者が発生したら活動を一旦休止し、学生課・保健管理センターへ報告する(集団感染の可能性があるので)

※保健管理センターで安全が確認できるまでは、活動再開はできない

状況により、併せてキャンパスへの入構制限および自宅待機を要請することがある

※入構制限及び自宅待機を要請する理由

大学は、多くの学生や教職員が集う場であり、集団生活の場である。そのため、感染の可能性がある場合は、状況が判明するまでの間、入構と学内関係者との接触が禁じられる

## 感染者・濃厚接触者が発生した時の対応

- 感染対策責任者(学生感染対策責任者)は、団体内でコロナの感染者、濃厚接触者となった者が発生した場合、すぐに活動を休止し、所属キャンパス学生課・保健管理センターに連絡をする

<報告先>

横浜キャンパス学生課

[kuykagai-ml@kanagawa-u.ac.jp](mailto:kuykagai-ml@kanagawa-u.ac.jp)

湘南ひらつかキャンパス学生課

[kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp](mailto:kukagai-shc@kanagawa-u.ac.jp)

みなとみらいキャンパス学生課

[kagai-mmcc@kanagawa-u.ac.jp](mailto:kagai-mmcc@kanagawa-u.ac.jp)

保健管理センター

[kenko-hoken@kanagawa-u.ac.jp](mailto:kenko-hoken@kanagawa-u.ac.jp)

- 感染者・濃厚接触者本人は、必ず学生コロナ報告窓口にてメールにて報告する。

<報告先>

学生コロナ報告窓口

[gakusei-covid19@kanagawa-u.ac.jp](mailto:gakusei-covid19@kanagawa-u.ac.jp)

- 部の責任者は、「新型コロナウイルス感染者・濃厚接触者発生時の団体責任者の対応マニュアル」に沿って迅速に対応する。
- 保健管理センターが安全を確認し、活動再開の許可が出るまでは、活動は休止する。

# 部員全員が知ってほしいコロナと感染リスクのこと

## 1. エアロゾル感染とは

・感染者の口から出されたウイルス飛沫は、一部は地面に落下するが、多くはエアロゾル(マイクロ飛沫)となり、空気中に長時間漂い、それを吸い込むことで感染する。

### エアロゾル(マイクロ飛沫)対策

#### ①とにかく換気

・それが不可能な場合は1時間に10分以上ドア・窓を開放。

#### ②人と人との距離感(マスクなしなら2m以上、マスクしても1m以上)

#### ③マスクはリスクを半減させる。原則不織布マスク

・隙間なく正しく着用する。(鼻出しはダメ)

・マスクカバーをするならその下に不織布マスクを。

・激しい運動時でマスクができない場合は、距離を2m以上空け、声出しをしない。

## 2. リスクの高い活動について

●感染リスクは、以下の4つの条件に影響されます。

1. 屋内>屋外
2. 人と人との接触あり>接触なし
3. 声出し: 大声・歌唱>会話>発生なし
4. マスクあり>なし

### 【飛沫感染・・・エアロゾル感染】(目安)

換気されていない室内では、

・口から会話などで出たウイルス・・・1時間で半減

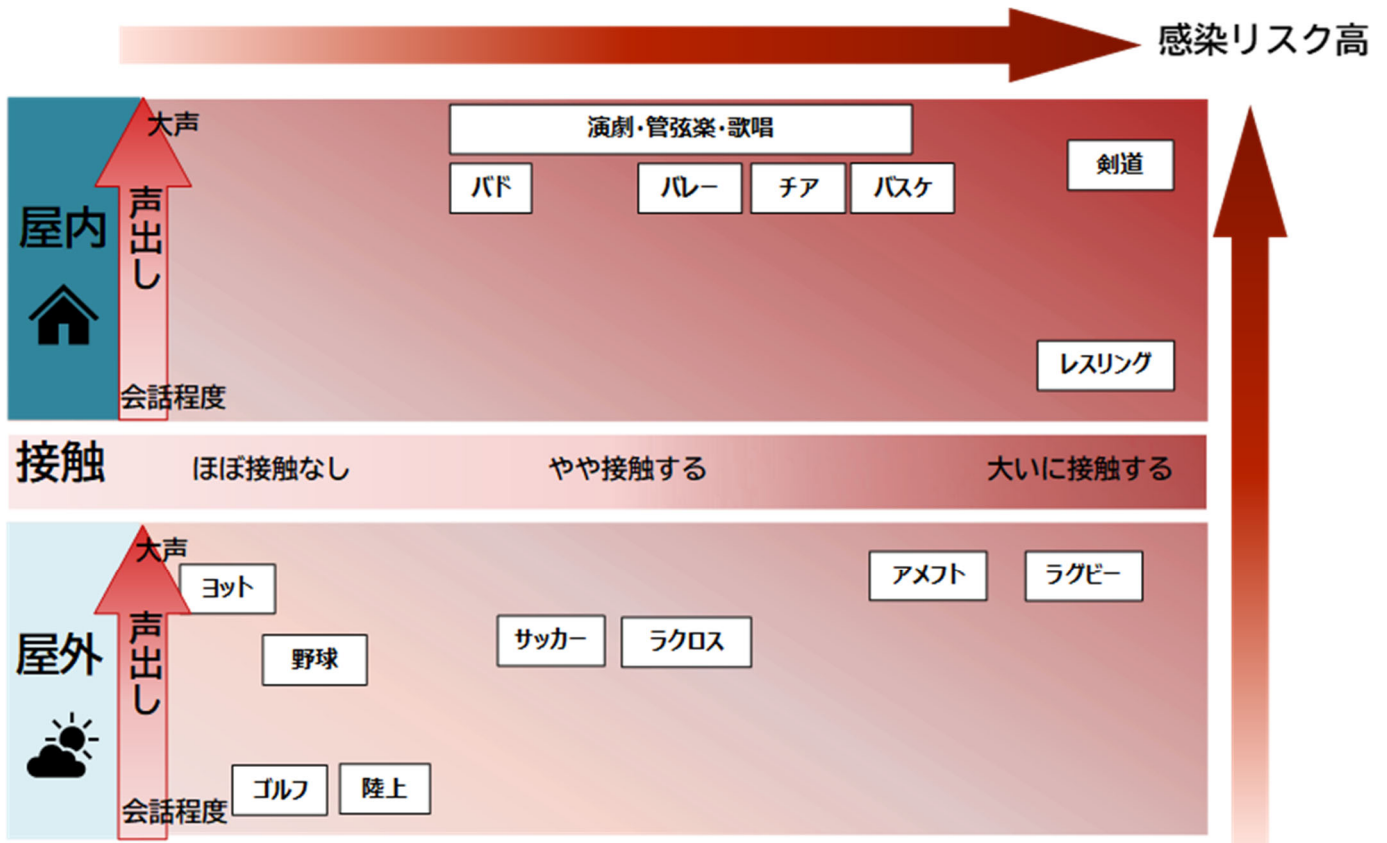
・咳、大声、歌唱などではエアロゾルが2mまで届き、漂う

※ 声を続けて出すと、その前・左右・上の空間に滞留し、蓄積されていきます。その空間が濃厚な汚染地帯で、その空間にいる者、入ってきた者が感染してしまう

### 【距離と声の大きさによるリスク】(参考)

マスクあり	リスク
1m 離れて通常の声の大きさで会話	1とすると
1m 離れて大声・歌唱・咳	2
マスクなし	リスク
2m 離れて通常の声の大きさでの会話	2
1m 離れて通常の声の大きさでの会話	4
1m 離れて大声・歌唱・咳	8

【通常の活動を想定した関連リスク相関図】(参考)



### 3. コロナワクチン接種について

課外活動は集団行動ですが、20代ではその集団のワクチン接種率 70%程度が推奨されています。とくに接触を伴う活動、呼吸が荒くなる活動、発声や管楽器演奏を行う活動の場合は、高い接種率が期待されますので、ご注意ください。

なお、ワクチン接種は発症や重症化を防ぎますが、感染を完全に予防するものではありません。接種した人も、引き続き感染対策を徹底してください。

また、ワクチン接種は強制ではありません。事情によりワクチン接種ができない人、ワクチン接種をしていない人への不当な活動制限につながらないようにご注意ください。